

## JIS 適合性評価の料金規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人電線総合技術センター（以下「センターという。」）が行う JIS への製品適合性認証業務に係る料金等について定める。

### (適合性評価料金)

第2条 JIS 適合性評価に係る料金（旅費を除く。）は、別表1のとおりとする。

### (旅費)

第3条 前条の料金に加えて、申請に係る工場審査又は臨時の認証維持審査のため、センターの役職員が申請者又は認証取得者の工場又は事業場に出張したときは、申請者又は認証取得者はセンターの旅費規則が定める旅費（支度料及び旅券交付手数料を除く。）を納めなければならない。

### (通訳費用)

第4条 海外の工場又は事業場の工場審査において通訳が必要な場合の通訳の手配及びこれに係る費用は、申請者又は認証取得者が負担するものとする。

### (料金等の支払期限)

第5条 申請者又は認証取得者は、第2条の料金及び第3条の旅費について、センターから請求書を受領した時は、速やかに請求書に記載された金額を納付しなければならない。

2 センターは、前項の金額が支払われるまでは、工場審査及び製品試験に着手しないことができる。

### (納付された料金等の返納)

第6条 センターは、次の表の左欄に掲げる場合には、同欄の区分に応じて、それぞれ右欄に定める金額を申請者又は認証取得者に返納しなければならない。

区分	返納金額
誤って過剰な料金又は旅費を領収したとき	超過金額
センターの都合により適合性評価ができなくなったとき	全額
工場審査に着手する前に申請の取下げがあったとき	工場審査料及び旅費等の全額
製品試験に着手する前に申請の取下げがあったとき	製品試験料の全額

2 センターは、前項に規定する場合を除き一旦納付された金額は返納しないものとする。

### (財務諸表等の請求に係る料金)

第7条 工業標準化法第35条第2項の請求に係る費用は、次の表の左欄に掲げる場合に依りて、右欄に掲げる金額とする。

財務諸表等の謄本又は抄本の交付	1ページにつき10円
電磁的記録をもって作成された財務諸表等のCD-ROMによる交付	CD-ROM1枚につき500円

附則（平成25年10月1日）

- 1 この規則は、平成25年10月1日より施行する。
- 2 この規則の施行の際に現に受付が終了している申請については、なお、従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係)

(金額は消費税を含まない。)

申請の種類	料金	
初回適合性評価	初回適合性評価の料金は、次の方法で算定した金額とする。 初回適合性評価料金＝申請料＋製品試験料＋工場審査料	
	申請料	1 規格につき 20,000 円
	製品試験料	別表 2 の規格・種類に係る初回製品試験料の欄に掲げられた金額。ただし、規格中に 2 以上の種類がある規格に対する 2 以上の種類の同時申請であり、異なる種類において同一のシース又は絶縁体及びそれらの材料として耐燃性ポリエチレンが使用されている場合には、次の式で算定した金額とする。 1 規格において 2 以上の種類を申請する場合の製品試験料＝申請規格の種類毎の初回製品試験料を全て加えた金額－シース試験不要種類数 x シース試験免除－絶縁体試験不要種類数 x 絶縁体試験免除－耐燃性ポリエチレン発煙濃度等試験不要種類数 x 耐燃性ポリエチレン試験免除
	工場審査料	82,000 円 (2 人 1 日につき)。工場審査に要する日数が 1 日を超える場合には、超える半日ごと 41,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。
定期認証維持審査	定期認証維持審査の料金は、次の方法で算定した金額とする。 定期認証維持審査料金＝申請料＋製品試験料＋工場審査料	
	申請料	1 規格につき 20,000 円
	製品試験料	別表 2 の規格・種類に係る定期認証維持製品試験料の欄に掲げられた金額。ただし、規格中に 2 以上の種類がある規格に対する 2 以上の種類の同時申請であり、異なる種類において同一のシース又は絶縁体及びそれらの材料として耐燃性ポリエチレンが使用されている場合には、次の式で算定した金額とする。 1 規格において 2 以上の種類を申請する場合の製品試験料＝申請規格の種類毎の定期認証維持製品試験料を全て加えた金額－シース試験不要種類数 x シース試験免除－絶縁体試験不要種類数 x 絶縁体試験免除－耐燃性ポリエチレン発煙濃度等試験不要種類数 x 耐燃性ポリエチレン試験免除
	工場審査料	82,000 円 (2 人 1 日につき)。工場審査に要する日数が 1 日を超える場合には、超える半日ごと 41,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。
臨時の認証維持審査 (種類の変更又は追加)	種類の変更又は追加に係る料金は、次の方法で算定した金額とする。 種類の変更又は追加に係る料金＝申請料＋製品試験料＋工場審査料 なお、製品試験及び工場審査の内容は、申請書の提出を受けてから判断する。	
	申請料	1 規格につき 20,000 円
	製品試験料	変更又は追加の申請をする種類に係る別表 2 の初回製品試験料の欄に掲げる金額の全部又は一部 (一部の場合には工数に応じた料金とし、別途見積る。)
	工場審査料	82,000 円 (2 人 1 日につき)。工場審査に要する日数が 1 日を超える場

		合には、超える半日ごと 41,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。
臨時の認証維持 審査（製品仕様 の変更）	製品仕様の変更に係る料金は、次の方法で算定した金額とする。 製品仕様の変更に係る料金＝申請料＋製品試験料（製品試験が必要な場合のみ）＋工場審査料（工場審査が必要な場合のみ） なお、製品試験及び工場審査の必要性の有無並びに必要な場合の試験項目及び工場審査の内容については申請書の提出を受けてから判断する。	
	申請料	1 規格につき 20,000 円
	製品試験料	製品仕様の変更を申請する製品の規格・種類に係る別表 2 に掲げる初回製品試験料の全部又は一部（一部の場合には工数に応じた料金とし、別途見積る。）
	工場審査料	82,000 円（2 人 1 日につき）。工場審査に要する日数が 1 日を超える場合には、超える半日ごと 41,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。
臨時の認証維持 審査（品質管理 体制の変更（品 質管理責任者 の変更を除く。））	品質管理体制の変更（品質管理責任者の変更を除く。）に係る料金は、次の方法で算定した金額とする。 品質管理体制の変更に係る料金＝申請料＋工場審査料（工場審査が必要な場合のみ） なお、工場審査の必要性の有無及び必要な場合の内容については、申請書の提出を受けてから判断する。	
	申請料	1 工場又は 1 事業場につき 20,000 円
	工場審査料	82,000 円（2 人 1 日につき）。工場審査に要する日数が 1 日を超える場合には、超える半日ごと 41,000 円を加算する。なお、工場審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の工場又は事業場までの往復の日数を含むものとする。
臨時の認証維持 審査（品質管理 責任者の変更）	1 工場又は 1 事業場につき 10,000 円	
試験所審査	82,000 円（2 人 1 日につき）。試験所審査に要する日数が 1 日を超える場合には、越える半日ごと 41,000 円を加算する。なお、試験所審査に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから審査対象の試験場までの往復の日数を含む。	
認証書の再交付 （住所等の記載 事項の変更を含 む。）又は副本の 交付	1 規格につき 10,000 円	
認証維持料	1 工場又は 1 事業場につき、1 年間につき 54,000 円	
試験成績書の発 行（備考 2）	1 規格 1 種類につき 10,000 円	
備考 1）	シーす試験控除 5,000 円、絶縁体試験控除 5,000 円、耐燃性ポリエチレン試験控除 25,000 円	
備考 2）	試験成績書発行料は、申請者が 1 規格 1 種類の試験に対して 2 通以上の試験成績書の発行を希望する場合の 2 通目からの発行料金（1 通目は無料）	

別表2 (別表1関係)

製品試験料

(単位：円。消費税を含まない。)

JIS 番号	規格名	種類(記号)	初回製品 試験料	定期認証維持 製品試験料
C 3301	電気用硬銅線		107,000	107,000
C 3102	電気用軟銅線		107,000	107,000
C 3104	平角銅線		112,000	112,000
C 3301	ゴムコード	TF, FF, RF, SSF, STF, SFE, SRF, SS FF, NFF, NRF, NNFF, EPFF, EPRF, E PPFF, HFF, HRF, HHFF, GTF, GTFK, RNCTF, RNCTFK, PNCTF, PNCTFK	124,000	112,000
C 3306	ビニルコード	VSF, VTF, VFF, VTCF, VCTFK, HVSF , HVTF, HVFF, HVCTF, HVCTFK	140,000	115,000
C 3307	600V ビニル絶縁電線 (IV)	IV	144,000	118,000
C 3312	600V ビニル絶縁ビニルキャブ タイケーブル	VCT	151,000	116,000
C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	KIV	118,000	113,000
C 3317	600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)	HIV	144,000	113,000
C 3323	600V けい素ゴム絶縁電線	IK, KGB	126,000	116,000
C 3327	600V ゴムキャブタイケーブル	1CT, 2CT, 3CT, 4CT, 2RNCT, 3RNCT, 4 RNCT, 2PNCT, 3PNCT, 4PNCT, 2PHCT, 3PH CT, 4PHCT, KKCT	133,000	119,000
C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	OW	129,000	111,000
C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	DV2R, DV3R, DV2F, DV3F	141,000	118,000
C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケ ーブル	VVF, VVR	151,000	121,000
C 3401	制御用ケーブル	CVV, CEV, CCV	151,000	121,000
		CEE, CCE	134,000	123,000
		CEE/F, CCE/F	202,000	167,000
C 3404	溶接用ケーブル	WCT, WNCT, WHCT, WRCT, WRNCT, WR HCT	126,000	121,000
C 3408	エレベータ用ケーブル	ERB-L, ERB-H, EPB-L, EPB-H, EVB -L, EVB-H	118,000	111,000
		ERN-L, ERN-H, EPN-L, EPN-H, ERN F-L, ERNF-H, EPNF-L, EPNF-H	129,000	118,000
		ERV-L, ERV-H, EPV-L, EPV-H, EVV -L, EVV-H, ERVF-L, ERVF-H, ERVF-L, ERVF-H, EVVF-L, EVVF-H	151,000	121,000
C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチ レン絶縁編組形)	0. 8D-2V, 1. 5D-2V, 2. 5D-2V, 3D- 2V, 5D-2V, %D-2W, 8D-2V, 10D-2V , 1. 5C-2V, 2. 5C-2V, 3C-2V, 3C-2 VCS, 3C-2VS, 5C-2V, 5C-2W, 7c-2 V, 10C-2V	174,000	138,000

C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	TVECX, TVEFCX, S-4C-FB, S-5C-FB, S-7C-FB, S-5C-HFL, S-7C-HFL, S-10C-HFL, S-5C-HFL-SS, S-7C-HFL-SS, S-10C-HFL-SS	158,000	147,000
C 3605	600V ポリエチレンケーブル	EV, CV, EE, CE	136,000	123,000
		EE/F, CE/F, EEF/F, CEE/F	202,000	161,000
C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	CV, CVT, CE, CET	134,000	125,000
		CE/F, CET/F	203,000	165,000
C 3612	600V 耐燃性ポリエチレンケーブル	IE/F	197,000	154,000
C 3621	600V EP ゴム絶縁ケーブル	PV	151,000	116,000
		PN	129,000	113,000

備考) 製品試験料は、1規格1種類毎の金額を示す。